

写

環管 - 615  
平成24年8月24日

経済産業省

資源エネルギー庁長官 高原 一郎 様

秋田県知事 佐竹 敬



(仮称)由利高原風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について

風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱第3の7の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、次のとおりです。

### 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）及び「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日経済産業省資源エネルギー庁長官）を踏まえるとともに、地域特性に十分配慮すること。
- (2) 「対象事業実施区域及びその周囲の概況」については、主務省令を参考にして、環境影響評価項目の選定を行うに必要な情報を最新の文献等に基づき評価書に追加、整理すること。
- (3) 環境影響評価項目及び調査手法の選定については、主務省令に基づくとともに、その選定した理由及び選定しなかった理由を評価書に具体的に記載すること。  
その際、本図書では評価項目として選定されていない生態系、シャドーフリッカ、工事の実施を影響要因とする大気環境や水環境等について十分留意すること。
- (4) 事業計画や環境調査、工事内容等に関する情報については、地域住民や由利本荘市に対し、積極的に情報公開や説明を行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 対象事業の目的等

- ① 対象事業の目的について、「事業の背景、経緯及び必要性」及び「対象事業の内容の具体化の過程における環境保全に係る検討の経緯及びその内容」を評価書に、本事業に係る内容としてできる限り具体的に記載すること。
- ② 取付道路、土捨場、所内変電所、運転制御管理事務所等の付帯施設や事業の実施に伴い拡幅等する道路がある場合には、評価書にその位置、構造等を示すこと。
- ③ 本事業に係る土地利用計画、事業の実施に伴い改変される範囲の形状や面積等を評価書に具体的に示すこと。
- ④ 工事に関する事項については、工事用資機材の運搬ルート、使用する車両や重機、付帯施設等の工事等も含め、評価書にできる限り詳細に記載すること。

### (2) 大気環境・水環境・その他の環境

- ① 工事の実施を影響要因とする大気質、騒音、振動、水質及び底質に係る環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。  
なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。
- ② 騒音・低周波音の調査・予測地点が対象事業実施区域の北側に集中しているが、その選定経緯、理由を評価書に示すこと。また、学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の情報を整理し、調査・予測地点として追加選定することが必要か検討すること。
- ③ 騒音・低周波音の環境保全措置について、検討の経緯、検証結果を評価書に具体的に記載すること。その際には、環境影響が最大限回避・低減されているか示すこと。
- ④ 土地又は工作物の存在及び供用を影響要因とする地形及び地質、風車の影に係る環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。  
なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

### (3) 動物・植物・生態系

- ① 工事の実施を影響要因とする動物、植物及び生態系への環境影響並びに土地又は工作物の存在及び供用を影響要因とする生態系への環境影響について、調査、

予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

- ② 鳥類以外の動物及び植物の現地調査は 11 月中旬の年 1 回のみ実施されているが、動物相及び植物相の現況把握には不十分であるため、動物及び植物の生態を考慮した適切な時期に調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ③ 動物、植物の調査地域及び予測地域の範囲の設定に当たっては、対象事業実施区域からの影響が及ぶことが想定される距離などの具体的な根拠に基づき決定すること。また、その根拠を評価書に記載すること。
- ④ 事業の実施に伴い改変される範囲の形状や面積等について事業計画を基に具体的に示すとともに、周辺に残存する改変範囲と同様の生息環境や植生等の状況についても明記するなど、動物及び植物の予測結果の根拠を具体的に評価書に記載すること。
- ⑤ 土地の改変に伴う水の濁りの発生が想定される場合には、影響が及ぶ範囲の水域において水生動物の調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- ⑥ コウモリ類に関する現地調査を適切な時期に実施し、対象事業実施区域において生息が確認された場合には予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、鳥類及びコウモリ類の風車への衝突等が生じる可能性がある場合には、影響の回避及び低減のための保全措置をとるとともに、専門家等の助言を受けて適切な事後調査を実施すること。
- ⑦ 植生の早期回復のために表土を仮置きし、工事後の施設の覆土として再利用する場合には、表土の採取場所や植生区分に応じて区別して管理し、元あった場所または同様の植生区分の場所に埋め戻すこと。また、これらの方法について具体的に評価書に記載すること。
- ⑧ 調査、予測及び評価に当たっては、鳥類以外についても必要に応じて専門家等から助言を受けること。

#### (4) 景観

景観については、可視領域図の作成等の客観的な根拠に基づき適切な調査及び予測地域を設定した上で、近景、中景及び遠景について予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用を影響要因とする人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

(6) 廃棄物等

工事の実施を影響要因とする産業廃棄物及び残土に係る環境影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

なお、評価項目として選定しない場合には、その理由を評価書に具体的に記載すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課  
環境審査班 川村、堀田井  
電話 018-860-1601  
FAX 018-860-3881